

## 小中連携教育、小中一貫教育の関係と義務教育学校、小中一貫校の違い

## 小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

## 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			併設型小学校・中学校	連携型小学校中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長一人と教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の権限を整えること※1	併設型小学校・中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
教員免除		原則小学校・中学校の両免許状を併有すること ※当面の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替・移行	○	○	× ※教育課程特例に関する申請が必要
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下 (各学年2学級以上3学級以下)	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下 (小学校各学年2学級以上3学級以下、 中学校各学年4学級以上6学級以下)	
通学距離		おおむね6km以下	小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

- ※1 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。  
 ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする  
 ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる